

# NEWS LETTER

2011年7月号 (No.155)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F  
落合会計事務所  
TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529  
http://www.ochiaikaikei.com/

## 消費税の納税、原則課税と簡易課税どっちが有利？

「今期は赤字なのになぜ消費税を納税しなければならないの？」と思ったことはありませんか？

消費税の性格は預り金です。利益が出ているかどうかではなく、預かった消費税が支払った消費税よりも多い場合には、納税額が発生します。

今回は、消費税の仕組みと計算方法についておさらいしたいと思います。

### ●原則課税と簡易課税

消費税の計算方法には、原則課税と簡易課税の2種類の方法があります。それぞれの計算方法を簡単に見ていきましょう。

期中に10,500円(税込)の商品を仕入れ、それを21,000円(税込)で売った場合

#### 原則課税の計算方法

預り消費税－支払い消費税＝納税額

$$1,000 \text{円} - 500 \text{円} = 500 \text{円}$$

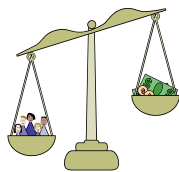
#### 簡易課税の計算方法

預り消費税(A)－(A)×みなし仕入率＝納税額

$$1,000 \text{円} - 800 \text{円} \times 80\% = 200 \text{円}$$

※ 小売業の場合(80%)

簡易課税の場合には、実際に支払った消費税ではなく、預かった消費税に次の「みなし仕入率」をかけた金額を預かった消費税から控除して納税額を計算します。



事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第1種事業	90%	卸売業
第2種事業	80%	小売業
第3種事業	70%	製造業等
第4種事業	60%	その他の事業
第5種事業	50%	サービス業

※不動産賃貸業や飲食業は第5種のサービス業に含まれます。

### ●簡易課税制度の適用要件

簡易課税制度の適用には届出書の提出が必要ですが、一度選択をした場合には、2年間は継続して適用しなければなりません。

また、基準期間(前々事業年度)の課税売上高が5,000万円を超える場合には、簡易課税制度の適用を受けることができません(原則課税となります)。

### ●具体例で有利判定

次に、具体例を挙げて原則課税と簡易課税の納税額を比較してみましょう。

サービス業の場合

(単位:千円)

科目	税込金額	原則課税	簡易課税
売上高	21,000	1,000	1,000
人件費	10,000	※0	△ 500
租税公課	50	※0	
その他経費	4,200	△ 200	
納税額	—	800	500

※人件費、租税公課には消費税がかからないため、0円となります。

今回の具体例での納税額は、原則課税の場合には800,000円、簡易課税の場合には500,000円となりますので、簡易課税の方が300,000円有利となります。

### ●今後の予定を考えることが重要です

簡易課税を選択する場合、選択をやめる場合、いずれも届出書の提出が必要となります。

提出期限は、適用を受ける事業年度の前事業年度中ですので、前もって有利判定を行う必要があります。

また、一般的に簡易課税は、原則課税より有利になることが多いですが、消費税の還付を受けることができません。大きな設備投資などを行う場合には、原則課税の方が有利となります。

(民部 佑樹)

※無料メルマガ「税理士が教えるとおきの税金情報」を配信しています。ホームページより登録ができます。